

外国人留学生インターンシップ等実施に係る留意事項

1. 受入れ留学生の選考

- (1) 提出された「受入企業エントリーシート」を基に「受入企業一覧」を作成し、名古屋外国人雇用サービスセンターインターンシップ事務局（以下「名古屋外セン」という。）のホームページに掲載し、留学生に公開します。
- (2) 11月中旬以降、名古屋外センにてマッチングを開始し、順次、各企業に選考を依頼します。参加留学生のエントリーシートの内容を基に、書類選考、面接等により受入れ対象者を決定してください。参加留学生募集の際、日本語能力試験N2相当で日常会話に支障のないレベルの日本語能力を有していることを応募条件としていますが、実務レベルは企業において面接等で確認をしてください。
- (3) 企業での選考の結果は、名古屋外センにご報告いただくとともに、各学生にも直接ご連絡ください。
- (4) 留学生の希望に基づく応募・選考が成立しない場合には、名古屋外センが企業、留学生の双方に候補を提案することがありますが、結果としてインターンシップ等が不成立に終わる場合もあることをご承知おきください。

2. 覚書の締結について

- (1) インターンシップ等の実施にあたり、実施企業と大学等で覚書の締結が必要となります。
- (2) 実施企業は、名古屋外センホームページからダウンロードした覚書に必要事項を記入し、捺印したものを2通作成し、大学等へ送付してください。
- (3) 大学等は捺印のうえ1通を企業へ返送し、1通は大学等で保管してください。
- (4) 大学等から返送された覚書は、実施企業で保管してください。
- (5) 大学等は覚書締結後、一部複写し、当該複写を名古屋外センへメール送信してください。
- (6) 実施企業と大学等の覚書送付方法は、双方合意のもとメールでも可とします。
- (7) 愛知労働局にて傷害・損害保険への加入手続きを行う都合上、覚書の締結はインターンシップ等開始の10日前までには完了するようご協力をお願いします。

3. 誓約書について

- (1) 誓約書はインターンシップ等の初日に留学生から受け取りのうえ、実施企業で保管してください。
- (2) 機密情報の保持については、参加留学生に対し、事前研修で注意喚起を行っておりますが、受入企業におかれましても、機密情報の漏洩についてご留意をお願いいたします。

4. その他

- (1) お申し込みにあたっては、「**外国人留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム実施要領（春季）**」をご確認ください。
- (2) 保険契約変更手続きに日数を要するため、**実習日程の変更**があれば、速やかに参加留学生及び大学等、名古屋外センに連絡をお願いします。
- (3) インターンシップ等期間中にトラブル等が発生した場合は、名古屋外センにご連絡ください。